

第3回門真市廃棄物処理業務委託事業者選定委員会議事録

会議の名称	第3回門真市廃棄物処理業務委託事業者選定委員会
開催日時	平成26年10月31日(金) 午後1:30～午後4:30
開催場所	門真市リサイクルプラザ5階 第1会議室
出席者	<p>浦邊 真郎委員長 宮田 秀明副委員長 花嶋 温子委員 森本 芳樹委員 稲毛 雅夫委員 森本 訓史委員 市原 昌亮委員</p> <p style="text-align: right;">【出席委員数7人／全7人中】</p> <p>事務局 市民生活部 次長 溝口 環境政策課 課長 橋川 環境政策課 課長補佐 小西 環境政策課 主査 柁木 環境政策課 係員 和田 クリーンセンター業務課 課長 船越 クリーンセンター業務課 主査 浅崎</p>
議題 (内容)	<p>1、リサイクル施設運転維持管理事業の再公告について 2、清掃施設運転維持管理事業の1次審査について 3、一般ごみ等収集業務委託(7)及び(8)の総合評価一般競争入札の実施要領及び評価方法等について 4、その他</p>
傍聴定員	— 非公開のため
担当部署 (事務局)	<p>(担当課名) 市民生活部 環境政策課 (電話) 06-6909-4129 (直通)</p>
橋川 (事務局)	<p>本日はお集まりいただきましてありがとうございます。 定刻となりましたので、只今から第3回門真市廃棄物処理業務委託事業者選定委員会を開催させていただきます。 本日は、公私ご多忙の中、お集まりいただきましてありがとうございます。環境政策課の橋川でございます。よろしくお願 いたします。</p>

<p>委員長</p>	<p>本日は全員ご参加ということでありますので門真市附属機関に関する条例施行規則第5条第2項の規定より本委員会が成立しておりますことをご報告申し上げます。</p> <p>また議事録作成のため録音させていただいておりますので、ご了承よろしく願いいたします。</p> <p>それでは進行を委員長よろしく願いいたします。</p> <p>今日は第3回ということで、一次審査ということで最終的なものになってきており、ばたばたとしますし、今後もまた二次審査等控えておりますので、よろしく願いいたします。簡単ですけれども、ご挨拶とさせていただきます。</p>
<p>橋川 (事務局)</p>	<p>ありがとうございます。</p> <p>それでは、お手元に配布させていただいております資料のご確認をさせていただきます。</p> <p>まずA4一枚ものでございます。本日の次第でございます。続きまして、清掃施設運転維持管理事業総合評価基準(配点案)というA3二枚のホッチキス留めの分でございます。続きまして、企業から提出されました資料等の写しということで、クリップで留めさせていただいております。かなり枚数がございまして、A3横の分で20枚ほどございます。続きまして、門真市一般ごみ等収集業務委託(7)要求水準書という表紙のホッチキス留めのものがございます。同じく門真市一般ごみ等収集業務委託(7)の実施要領でございます。目次が表紙になった、A4縦のホッチキス留めをしているものがございます。続きまして、総合評価基準(案)A4二枚もの表になったものがございます。続きまして、評価基準新旧対照表A3のホッチキス留め二枚ものがございます。以上、揃っておりますでしょうか。</p> <p>それでは、会議の進行、以下、委員長よろしく願いいたします。</p>
<p>委員長</p>	<p>ありがとうございます。それでは、会議次第に則りまして進めさせていただきます。まず、次第1の「リサイクル施設運転維持管理事業再公告について」事務局より経過報告をお願いいたします。</p>

<p>小西 (事務局)</p>	<p>それでは、経過の方から説明させていただきます。</p> <p>8月25日から前回公告を行い、9月24日に入札参加申請を締め切りましたが、申請が1者のみであったため、「実施要領6.選定方法の規定、入札参加者が1者以下の場合は入札手続きを中止します。」の規定に基づき入札を中止いたしました。</p> <p>改めて公告を9月30日に行い、10月24日に入札参加申請を締め切ったところ、申請が2者ありました。</p> <p>この2者について入札参加者資格を確認しましたところ、2者とも要件を満たしていることから、本日、入札参加者資格要件決定通知書を交付いたします。</p> <p>なお、この件に関する審査につきましては、次回の委員会時にお願いたします。以上でございます。</p>
<p>委員長</p>	<p>はい。ありがとうございます。2者ということでリサイクルの方来ましたので、会議次第に基づきまして進めさせていただきます。次第2の「清掃施設維持管理事業の1次審査について」事務局よりお願いします。</p>
<p>小西 (事務局)</p>	<p>それでは、現在までの経過報告をさせていただきます。</p> <p>8月25日に公告を行い、9月24日に入札参加申請を締め切りました結果、2者の入札参加申請がありました。</p> <p>この2者について参加資格要件を確認しましたところ、2者とも要件を満たしていたことから、9月30日に入札参加資格確認通知書を交付いたしました。</p> <p>10月3日に2者から入札書が提出され、開札を行い、入札価格が決定しました。併せて、第一次審査に必要な提案書等関係書類を提出されました。</p> <p>以上が、現在までの経過です。</p>
<p>委員長</p>	<p>今事務局からの説明がありましたが、2者ということで、一次審査を始めます。一次審査の評価資料について、事務局より説明をお願いします。</p>
<p>小西 (事務局)</p>	<p>こちらのA3の束になっている資料の方をご用意ください。清掃施設運転維持管理事業評価基準配点(案)をご覧ください。最初の項目である①企業の組織・実績・配置技術者(業務委</p>

託)と(工事)につきまして、それぞれ提出された資料から、事務局におきまして配点いたしましたものがこの配点(案)になっております。

それでは、各項目についてご説明いたします。

資料のうちから、企業からの「提出資料等の写し」と配点(案)をご覧ください。

配点(案)の最初の項目、企業の組織のうち資本金ですが「提出資料等の写し」様式1をご覧くださいと思います。様式1の資本金の所ですが両者ともに1億円を超えることから、ともにAランクの5点としております。

次に事業経歴は、A者56年、B者35年ですので、両者とも事業経歴30年以上ですので、ともにAランクの5点としております。

次に従業員数は、A者4,041人、B者856人ですので、両者とも従業員数300人以上ですので、ともにAランクの5点としております。

次に企業の実績、全連続燃焼式焼却炉で処理能力24時間当たり100tの維持管理実績ですが、様式3をご覧くださいと思います。こちら1年を1件単位と換算しまして、A者は58件、B者は実績を年数換算しますと4件ですので、A者はAランクの20件以上で5点、B者は5件未満のDランクの0点としております。こちら様式の3の内、マーカーを引かせていただいている所が該当部分となります。様式の3、A3の部分を1枚めくっていただきますとA者のみA4で付いております。こちらの方も実績で出された資料となっております。

次に粗大ごみ処理施設で、処理能力5時間当たり30tの維持管理実績ですが、様式3をご覧ください。A者43件、B者1件ですので、A者は20件以上でAランクの5点、B者は5件未満のDランクの0点としております。

次に配置予定技術者(統括責任者)実務経験ですが、様式4をご覧ください。A者は7件、B者は実績を年数換算しますと6件ですので、ともに6件から9件のBランクの3点としております。

次に主な資格、廃棄物処理施設技術管理者(ごみ処理施設・焼却)の認定試験合格者数ですが、様式1をご覧ください。A者は88人、B者が35人ですので、ともに20人以上のAランク

<p>委員長</p>	<p>の5点としております。</p> <p>次に ISO 認証取得のうち、ISO14001 につきましては、資料、ISO 認証の写しをご覧ください。こちらは両者とも取得しておりますので、ともにAランクの5点としております。</p> <p>ここまでの（業務委託）の評価でありまして、次に（工事）の各評価項目に移ります。清掃施設工事の施工実績のうち、焼却施設の工事实績ですが、様式3-1をご覧ください。A者の施工実績は、1億円以上の実績が24件でありましてAランク5点、B者の施工実績は、全て3千万円未満でありましてDランク0点としております。</p> <p>次に、粗大ごみ処理施設の施工実績ですが、同じく様式3-1をご覧ください。A者の施工実績は、5千万円以上1億円未満が1件でありましてBランクの3点、B者の施工実績は全て3千万円未満でありましてDランク0点としております。</p> <p>次に、経営事項審査の総合評価点（P点）ですが、別添の経営規模等評価結果通知書、総合評定値通知書の写しをご覧ください。マーカーを引いている部分でございます。A者の総合評価点（P点）は、清掃施設では、1153点で1100点以上のAランクの5点、B者の清掃施設の総合評価点（P点）は、1005点で1000点以上1100点未満のBランク3点としております。</p> <p>次に配置予定技術者のうち、監理技術者の実務経験ですが、様式5をご覧ください。A者の監理技術者及び現場代理人の実務経験はでございますが、実施要領等により兼ねることができることとしておりますので、A者、B者とも同一人が兼ねておりますことから、監理技術者及び現場代理人の実務経験はA者は9件で6件から9件のBランク3点、B者は3件で3件から5件Cランク2点としております。</p> <p>次に ISO 認証取得のうち、ISO9001 につきましては、ISO 認証の写しをご覧ください。A者は取得しておりますので、Aランクの5点、B者は取得しておりませんので、Dランクの0点としております。</p> <p>以上ここまでの、第一次審査の評価内容のうち、①企業の組織・実績・配置技術者の事務局が作成いたしました評価点（案）の説明でございます。以上でございます。</p> <p>ありがとうございました。今の説明で、資料がたくさんござ</p>
------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

	<p>いましたが、何かご注意いただいたり、ご質問ございましたら、是非お願いいたします。</p>
A 委員	<p>まず、A 者の方の焼却の実績なんですが、親会社も入った実績なんですか。</p>
榎木 (事務局)	<p>この整備業務ということではカウントしておりません。あくまでも、運転・維持管理業務だけをカウントしております。10 年以内ということになっておりますので、10 年間の維持管理のみをピックアップしてカウントしました。</p>
A 委員	<p>その会社のやつ以上に多分入ってるんだろうなと思いますけど。</p>
F 委員	<p>すみません。よろしいでしょうか。様式 3 でそれぞれ A 者 B 者の企業の実績として赤のラインマーカーで引いていただいているのが、A 者ですと先程 58 件とおっしゃっていた分ですか。</p>
小西 (事務局)	<p>はい。赤は焼却施設です。黄色が粗大ごみ処理施設です。</p>
F 委員	<p>B 者は 4 件とおっしゃいましたけれども、5 件引かれてるかなと思うんですけど。</p>
橋川 (事務局)	<p>月数に直しまして、1 年 1 件というカウントにさせていただいております。43 ヶ月ということで、月数に直しまして 3.6 件で、四捨五入をして 4 件となっております。</p>
F 委員	<p>それはそういう読み方をすると決まってるんですか。</p>
橋川 (事務局)	<p>はい。1 年 1 件でカウントさせていただきますということで。</p>
F 委員	<p>分かりました。</p>
A 委員	<p>先程のマネージメントの A 者は親会社ではなく今回応募して</p>

	<p>いる所が取ってるようになってるんですね。B者の方はISO14001の下に関係グループの統括書いてあるから、本部及びエコプラザ事業所という所が持っているような。</p> <p>先程様式3でB者の方は、1年を1件にするためには例えば2か月、3か月という所がありますよね。維持管理の業務で、なぜ3ヶ月しかないのか、後はどうしてたのか分かりませんよね。通常は年度の4月から3月、5月から3月で契約するのだが、1ヶ月間は契約するために4月はすぐに取り掛かれずというのであれば分かるが、なぜ3ヶ月だけ契約しているのか、3番は4月から6月、他がどこか受けてたのを次の工事やる時にちょっと契約をとということなのでしょう。点数自体がランクが上がる訳ではないですので、いいんだけど。</p>
<p>梶木 (事務局)</p>	<p>随契で伸ばされたのか、年度変わるんで。</p>
<p>E委員</p>	<p>入札とかでやるので、報告とかその期間を取らないといけませんので。</p>
<p>A委員</p>	<p>その間だけちょっとということなんですかね。</p>
<p>E委員</p>	<p>前年度契約でやりますので。</p>
<p>A委員</p>	<p>4月から6月というと、7月からまた本当の契約となると。</p>
<p>梶木 (事務局)</p>	<p>今言われているような事で月数を合計させていただきました。</p>
<p>委員長</p>	<p>その他、何か質問はありますか。</p>
<p>D委員</p>	<p>様式3のB者の何とか環境クリーンセンターというのは、ずっと110 t/d × 2基なんですけど、これは同じ所ですか。黒塗りなんで分からないんですけど。</p>
<p>橋川 (事務局)</p>	<p>はい。同じ所です。</p>

D委員	ありがとうございます。
委員長	<p>当初のルールに則って、データを読んでということですね。ご質問がなければ、よろしいでしょうか。</p> <p>それでは、ここまでの配点について審査した結果異議がありませんので、①の配点につきましては、事務局案の通りにしたいと思います。</p> <p>次に、②「提案書の内容」について評価を進めたいと思います。事務局の方から説明をお願いします。</p>
小西 (事務局)	<p>今提案書の方をお配りさせていただいております、提案書内容をご一読いただきまして、約30分間で評価の方をお願いしたいと考えております。</p> <p>評価に際しましては、今一緒に配っております評価用紙正・副をお配りいたしますので、両方に同じように評価を記入していただけますようお願いいたします。</p> <p>評価後に事務局が副の評価用紙の方を回収させていただきますので、よろしくをお願いいたします。</p>
委員長	<p>まず、副を回収するというので、回収後一度集計をしていただくということですね。あまりにもバラつきがあるようです、正を出していただくこととなります。2:30 ぐらいまでお願いします。</p>
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">配点・評価作業 30分</div>	
橋川 (事務局)	<p>それでは、一定時間経過したようでございますので、配点はもういただきましたでしょうか。よろしいでしょうか。</p>
委員長	はい。
橋川 (事務局)	<p>それでは、回収させていただきます前に、価格点について次にご審議していただきたいと思いますので、書類を配らせていただきます。</p> <p>それでは続きまして、価格点の配点につきまして説明をさせ</p>

<p>小西 (事務局)</p>	<p>ていただきます。</p> <p>それでは価格評価点について説明させていただきます。追加資料の価格点算出根拠資料をご覧ください。</p> <p>A者の入札価格は、2,205,000 千円、B者の入札価格は、2,108,900 千円でありまして、これを価格評価点算定式に当てはめて算定しますと、A者の価格評価点は、76.514 点、B者の価格評価点は、80 点となります。以上です。</p>
<p>委員長</p>	<p>価格点について異議がございませんでしょうか。</p>
<p>橋川 (事務局)</p>	<p>それでは、A、Bのそれぞれ副を回収させていただきます。</p> <p>それでは只今までご審議いただきました内容で一次評価の点数を決めてまいりますので、10分程お時間をいただけたらと思いますのでよろしくお願いします。</p>
<p>休憩 10分・集計</p>	
<p>委員長</p>	<p>偏りが非常に見られるという訳でもないので、よろしいですか。</p> <p>それでは、これで集計をお願いします。</p>
<p>橋川 (事務局)</p>	<p>それでは、もうしばらくお時間をいただきます。</p>
<p>小西 (事務局)</p>	<p>それでは、集計が終了いたしましたので発表させていただきます。</p> <p>A者の①企業の組織・実績・配置技術者の配点は、62点、②「提案書の内容」の配点は74点、価格評価点は76.514点、合計240点満点中、212.514点、次にB者の①企業の組織・実績・配置技術者の配点は、35点、②「提案書の内容」の配点は62.857点、価格評価点は80点、合計240点満点中、177.857点です。以上です。</p>
<p>委員長</p>	<p>ありがとうございました。足切り点はなかったんですね。だ</p>

橋川 (事務局)	<p>からこの両者で二次審査のプレゼンテーションまでいくということ ことで、二次審査の合計点が 80 点あるんですね。</p> <p>はい。</p>
A 委員	<p>80 点の差はないし、今の所で 40 点足らずの差で、逆転も有 り得るかも知れない。</p> <p>こういう所が良かったともし何かあれば、書いてください。 技術点で D 評価があると失格ですが、B 者の工事などからする と 6 項目中半分が 0 点ですが、ここは評価せずに提案の内容と 二次についての合計でよろしいのですね。A 者は A ランクが多 いのでとても優れている。実施方針、業務体制、運転維持管理 計画、この辺りで優れた計画であれば、その他は概ね妥当な計 画であると言えます。その後、提案についてもほぼ妥当な望ま しい提案だという事でまとめてもらえばいいと思います。A 者 が悪いとすれば、ランニングコスト削減策についてはもう少し 努力があればということ。B 者が 6 億円だから。事務局の方 でやっていただいて、二次審査の時にどういう結果になるのか なんですけど。ということよろしいかと思います。</p>
委員長	<p>それでは、これで清掃施設運転維持管理事業一次評価は終り ました。</p> <p>それでは、次第 3、「一般ごみ等収集業務委託(7)及び(8) の総合評価一般競争入札の実施要領及び評価方法等について」 事務局より説明をお願いします。</p>
橋川 (事務局)	<p>まず、事業内容並びに要求水準書(案)についてクリーンセン ター業務課から説明をさせていただきます。この資料の一般ご み等収集業務委託(7)要求水準書につきましてご用意願いま す。それでは、説明をさせていただきます。</p>
浅崎 (事務局)	<p>クリーンセンター業務課の浅崎でございます。よろしくお願 いします。</p> <p>一般ごみ等収集業務委託(7)及び(8)の要求水準書の説明を させていただきます。この要求水準書の(7)(8)は、ごみの種</p>

類が違うだけでありまして、その他内容は一緒になっております。ごみの内容はまた後で説明させていただきますが、(7)と(8)は前回発注いたしました、平成25年4月からの要求水準書を基にこの1年半の事業をやる中での課題なども出てきて、それを足しています。それについてご説明をさせていただきます。

まず要求水準書の1ページ目、目的であります。読みながら説明させていただきます。

第1条 門真市が、一般廃棄物を適正に処理するために実施する門真市一般廃棄物処理計画(実施計画)に基づき、家庭系の一般ごみ等を収集・運搬することを目的とする。

適用範囲につきまして、

第2条 本要求水準書は、発注者が受注者に委託する次の業務委託に適用します。受注者は、業務委託履行に際し、本要求水準書並びに関係する法令を遵守し、これを履行しなければならない。

- 1) 委託名 一般ごみ等収集業務委託(7)
- 2) 業務委託場所 門真市深田町 19 番 5 号 門真市クリーンセンター
- 3) 委託期間 平成27年4月1日から平成32年3月31日まででございます。

現場代理人等につきまして、

第3条 受注者は、業務の処理について、業務の一切の運営を行わせる現場代理人、技術上の管理を行わせる安全管理責任者を定め、発注者に通知するものとする。

業務の概要につきまして、

第4条 発注者は、門真市域内の家庭系の一般ごみ等を発注者の収集計画に従い適正に門真市クリーンセンターまで収集し運搬業務を行うものであります。

- 1) 業務日ですが業務委託期間内で月曜日から金曜日までとします。
- 2) 年末年始は発注者が、指定する日とします。
- 3) その他の特別業務日はその都度発注者、受注者協議の上決定をします。

収集計画につきまして

第5条 受注者は、発注者の作成する年間収集計画に従い本

	<p>市が指定する家庭系の一般ごみ等を収集・運搬するものであります。</p> <p>平成 27 年度につきましては、月曜日、火曜日、木曜日、金曜日は「プラスチック製容器包装」「びん・缶」の収集を、毎月第 1 水曜日から第 4 水曜日は、小型ごみの収集といたします。</p> <p>収集の研修等でありますけれども、</p> <p>第 6 条 受注者は、業務の開始日から直ちに適正な業務を遂行できるように、発注者が行う次の研修等を受けなければならない。また、収集コース図に基づき、収集コースを熟知しなければならない。なお、その費用は受注者の負担とする。この第 6 条ですが、前ははこの 3 行だけでした。今回は 1) から 6) まで具体的に記載をさせていただきました。</p> <p>契約・支払等につきましては、</p> <p>第 7 条であります、委託料は、収集量又は世帯数の増減にかかわらず、総額契約とする。ただし、大規模な自然災害等不測の事態により業務に変更が生じた場合、及び燃料費に大幅な変更を生じた場合については、別途協議する。</p> <p>委託料の支払いは、毎月払いとします。</p> <p>業務の内容につきまして</p> <p>第 8 条 受注者の実施する業務の内容は次のとおりといたします。</p> <p>1) 発注者が、指定する収集区域に従い、収集車（2 トン車）で一般家庭から所定の集積場所に排出された一般ごみ等を収集し、門真市クリーンセンター又は、発注者が指定する搬入場所まで収集・運搬し、（古紙古布等は完全に別箇の所ですが、年末年始等いろんな関係で変更する場合がありますのでこういう書き方をさせていただいております。）所定のヤードに排出するものとする。</p> <p>なお、自然災害や突発的な故障等により搬入場所を変更する場合は、本市と協議のうえ決定する。</p> <p>2) 業務時間は、午前 9 時 00 分から午後 5 時 30 分とする。ただし、現地の収集業務は午前 9 時 15 分から概ね午後 3 時 30 分とする。</p> <p>なお、取り残し及び年末年始の繁忙期についてはこの限りではない。</p> <p>3) 収集車両は、次のとおりとする。</p>
--	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

ア 稼働車両については

日常の収集業務に使用する車両（新車・中古車問わず）は2台とし、（前は新車・中古車問わずというのは入っていませんでした。今回挿入させていただきました。）業務使用車両届書を提出しなければならない。

イ 代替車両については

稼働車両の故障や車検等により使用する車両を指す。業務使用車両届書には記載がないため、使用時において別途、登録申請及び承認を必要とする。

ウ 応援車両については

繁忙期間（年末年始等）や緊急非常事態（自然災害）でのみ使用する稼働車両台数を除いた車両を指す。業務使用車両届書には記載されていないため、使用時において別途、登録申請及び承諾を必要とする。

事務所・収集車駐車場であります、

第9条 事務所及び収集車駐車場については、次の各号によるものとする。

- 1) 受注者は、門真市クリーンセンターを中心とする半径10キロ以内に（半径10キロですが、前は車で30分以内としていました。かなり遠い所から来られる業者さんもありまして10キロ以内といたしました。）事務所を確保しなければならない。
- 2) 事務所には、発注者との連絡業務を緊密に行うための要員を午前8時45分から午後5時15分まで常駐させ、取り残し等があった場合に備えること。
- 3) 受注者は、門真市クリーンセンターを中心とする半径10キロ以内に稼働車両の駐車場を確保すること。
- 4) 駐車場は、事務所から半径2キロ以内とする。

収集業務員等について

第10条 契約締結後、受注者は速やかに事務所（共同企業体の場合は各社）の所在、現場代理人、収集業務安全管理責任者を明記した所定の書類を提出しなければならない。

なお、契約期間中に生じた変更事項についても速やかに提出しなければならない。

2 契約締結後、受注者は速やかに収集車毎に収集業務安全管理責任者を定め、業務委託に従事する運転手及び作業員の氏

	<p>名を明記した名簿を提出しなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 収集車には、運転手及び作業員2名が乗務し、収集業務に従事すること。 2) 運転手は、乗務する収集車両の運転資格を有すること。 ただし、平成27年4月1日までに、運転免許を取得した日から3年以上経過していること。 3) 応援車両についても1)及び2)を準用する。 <p>3 受注者は、運転業務に従事する者の免許証(表裏)の写しを提出しなければならない。業務委託中において、受注者は運転業務従事者名簿に記載のない者及び前号に掲げる写しの提出を行っていない者を運転業務に従事させてはならない。また、作業員についても収集業務従事者名簿に記載のない者を収集業務に従事させてはならないものとする。</p> <p>収集車両・器材等について</p> <p>第11条 収集車両・器材等については、次の各号によるものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 契約締結後、受注者は速やかに稼働車両の車両・登録番号を届け出なければならない。なお、契約期間中に生じた変更事項についても速やかに届け出なければならない。 2) 契約締結後、受注者は速やかに稼働車両の自動車損害賠償責任保険(自賠責保険)及び自動車保険(任意保険)の写しを提出しなければならない。また、代替・応援車両を使用する場合もその都度速やかに提出しなければならない。なお、契約期間中に生じた変更事項についても速やかに届け出なければならない。 3) 稼働車両の車検・故障・突発的な事由により、代替車両(リース含む。)(リース含むとありますが、前回これはありませんでした。今回入れさせていただきました。)を使用する場合、受注者は事前に車種・登録番号・試用期間を届け出たうえで承認を得なければならない。また、収集中で時間的に代替車両が間に合わない場合は、発注者の車両及び付属品を有償で貸与するものとする。 4) 新規業務で、納車に時間がかかる等の事情により、収集初日までに間に合わない場合は、発注者との協議の上、納車までの期間はリースでの収集を認めます。(この4)
--	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

	<p>も入れさせていただきました。東日本大震災の関係で期間がすごく長い、製作費が掛かると。8か月ぐらいという話も聞いておりますが、間に合わない場合はリースでということにいたしました。)</p> <p>5) 収集車両は、日常的に保守点検・整備・清掃を実施し、常に良好な状態に保たなければならない。</p> <p>ア 収集車両は、2トン塵芥車とする。</p> <p>イ 最大積載量は、2,000 kgとすること。</p> <p>ウ 架装部は、積載要領は4立方メートル以上とすること。</p> <p>エ 架装部は、圧縮板式を使用すること。</p> <p>オ 「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減に関する特別措置法」(平成4年法律第70号)(以下、「自動車NOx・PM法」という。)に基づき、対策地域内において車種規制の対象とならない車両を使用すること。</p> <p>カ この仕様は、稼働車両に対して準用し、代替・応援車両については任意とする。</p> <p>キ その他の詳細については、発注者、受注者別途協議を行うものとする。</p> <p>6) 収集車両に装備する器材等について</p> <p>ア 稼働車両にカセットデッキ式(オルゴール付、曲名;「赤とんぼ」)の放送設備を装備すること。使用目的については、本市の広報活動に基づいて行うものとし、使用の方法及び時期については本市が別に通知する。なお、代替・受注者別途協議を行うものとする。</p> <p>イ 稼働車両にバック及び左折を知らせるスピードセンサー付の音声アラームを装備すること。なお、代替・応援車両については任意の装備とする。</p> <p>ウ 業務委託時間内において、受注者は発注者が別に定める「一般家庭ごみ収集業務 門真市委託車両」と書かれたラッピングフィルム表示物を用意し、収集車両の左右側面に掲げること。</p> <p>エ 業務委託時間内において、受注者は発注者が別に定める「運転手及び作業員氏名」を記載した表示物を用意し、収集車両後部に掲げること。なお、表示開始日については別途協議を行うものとする。</p>
--	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

オ 収集車両に消火器を2本装備すること。

カ 収集車両にほうき・ちりとりを装備すること。

7) GPS 機器の設置等とありますが、7)のアからウの④まで新規に今回付けさせていただきました。要は市の都合でGPSを付けておりました、ちゃんと管理をなさいよということと、そこで事故が起こるとどっちの責任かということ、市の方が負担いたしますよということを書いておきます。

次に収集日等について

第12条 「プラスチック製容器包装」「びん・缶」の収集日は、祝日を含む毎週「月曜日・火曜日」、「木曜日・金曜日」の定曜日収集とし、毎月の第1水曜日から第4水曜日は、発注者が指定する。(平成27年度は、小型ごみ)とする。

なお、平成27年度以降の定曜日収集の内容については、別途協議する。年末年始等の繁忙期や自然災害等による緊急時などにおいても業務の継続性の確保に努めるものとし、特に事情のある場合は発注者、受注者別途協議を行うものとする。

時間的なこともありますので、後は前回と同じですので省かせていただきます。一部変わったところだけ説明させていただきますと、6ページの第16条の4項の2)のアイウエオの項目であります。

4 受注者は、業務委託の履行にあたり、次の各号を遵守しなければならない。

ア 疾病、疲労、飲酒その他の理由により安全な運転をすることができないおそれの有無。

イ 運行開始前点検の実施又はその確認。

ウ 対面による点呼と同時にアルコール検知器を使用して呼気中のアルコール濃度を測定させなければならない。

エ 運行管理者は、前号の規定による測定をした者の呼気中からアルコールが検知されたときは、発注者に、その旨報告するとともに、運転者の変更手続きを行い、当該者はすみやかにアルコールが検地されなくなるまでの間、収集車両を運転させてはならない。

オ 運転免許証の携帯又はその確認であります。

これは、いわゆる運行の安全確保のために受注者はやりなさいよということを謳いました。

	<p>後ですね、第 18 条の受注者の責務とありますが、その中の 5) 本業務に使用する収集車両は、受注者に継続的に使用権 限がある専用車両とし、委託期間中は、他の目的に使用し てはならない。また、契約期間終了後においては、当該車 両を、門真市の委託車両と認識し得るような状態で使用し てはならないという項目を入れました。</p> <p>(7)と(8)はごみの種類が変わるということを説明させてい ただきましたが、(8)は月、火、木、金は家庭系の一般ごみ・ 普通ごみ・生ごみを収集する予定にしております。水曜日は小 型ごみの収集をするということにしております。以上、説明と させていただきます。</p>
委員長	<p>はい、ありがとうございます。収集の方の(7)、(8)につ いて何かご注意いただくことがございますか。</p>
B 委員	<p>前回、消火器じゃなくて自動で出来るような装置があると、 消火器より消火が完璧にできると。4 ページの 11 条 6) の才収 集車両に消火器を 2 本装備することという、火災の所がもう少 し高度な装置もあるということで、もう少し速やかに消せると か。</p>
船越 (事務局)	<p>その分に関しましては、今現在委託出してる業者がその装置 を付けたということで報告いただいております。名前等は覚え てないですけど、燃えた時にバツとなってすぐに消えるという 装置を今現在車両 2 台付けている業者があります。</p>
B 委員	<p>それの方がいいのではないですか。ちょっと分からないです けどね。火災が起こった時にもっと速やかにそっちの方が対応 できるかなと思ったんですけど。</p>
D 委員	<p>すみません。何を求められているかちょっと理解していない かも知れないんですけども、ここまで収集というのは元々ほと んどが人件費の業務であって、それに対してここまでこう、何 はどうすること、何はどうすることと細かく決めていって 5 時 半まで待機していることとかいろんなことを付けると、結局も</p>

	<p>う後は人件費をいかに安くしていくかっていうだけで、何かそこで民間のうまくやっていく工夫をするというような所がほとんどなくなってしまって、いろんなことをご心配なのはよく分かるんですけども、そうすると結局いかに人件費を落としていくかっていう所だけになってしまうのかなと。5時半まで全員が待機していないといけないんだろうかとか。最終的に何か取り残しがあつた時に取りに行けるということは必要でしょうけど、何もかもどうすることと言って、直に人を雇っている時の基準と全く同じものをここに書いてしまうと、後削るのは人件費の単価を安くすることということだけになってしまうのかなという気がちょっといたしました。</p> <p>それともう一つ、びん・缶の収集について幾つかの自治体ではびんが割れないように積載制限とかを設けているんですけども、その辺は瓶状積載量の制限等を設けなくて、圧縮式の収集車でも問題なくびんが割れずにリサイクルされているんでしょうか。近隣の都市で委託したところ、非常にたくさんの量を1台に積んでしまうので、収集車開けた時にはすでに6割以上は割れていてリサイクルには回らない。手選別が掛からないというような問題があつた地域があるんで。生ごみ等については、効率よく積みばいいんですけど、パッカー車は割るための車なので、それで収集でいいのかなと。ちょっとお聞きしたいんですけど。</p> <p>要求水準書には、法律などを引用した内容もたくさん入っておりますが、常識的な内容もたくさんあります。それと、5時半まで必要かという話もあるんですが、一応収集は概ね3時半までして、後誰かが連絡した時に動けるようにしといてくれたらええんかなと思っております。びん・缶の問題につきましては、一緒に収集はしてるんです。手選別はしてないです。機械で選別している時に別に割れていても構わないという判断をしております。</p> <p>分かりました。この収集作業終了後5時半までは待機するものとするを書いてあると、全員待機するということがありますが。</p>
<p>浅崎 (事務局)</p>	
<p>D委員</p>	

<p>浅崎 (事務局)</p>	<p>そういうことは考えておりません。取り残し等で連絡があった時に、誰かが行ってくれたらいいという感じにしておりますので、そういうことは全員に対して考えておりません。</p>
<p>船越 (事務局)</p>	<p>今の部分は表現を変えさせていただきます。</p>
<p>C委員</p>	<p>9条1)の半径10キロ以内は新しい規定になるのでしょうか。</p>
<p>浅崎 (事務局)</p>	<p>以前は30分以内としておりました。第二京阪も出来て、30分以内というところから来られるのかなということもあって、非常に不正確な表現だと色々な解釈が出来ますので、そういうことで、クリーンセンターを起点に10キロとさせていただきます。</p>
<p>C委員</p>	<p>現状収集委託されている業者さんの事務所はもう概ね半径10キロ以内ですか。</p>
<p>浅崎 (事務局)</p>	<p>クリアしています。</p>
<p>B委員</p>	<p>すみません。1ページの4条の2) 年末年始 発注者が指定する日とするということですが、受ける側からしたらどこに指定されるのかなと思うと思われま。5年間ありますから曜日の関係でこのような表現かなとは思いますが、本来は要求水準書なので具体的に勤務日数が分かるような形がより良いと思います。</p> <p>5条の2項の平成27年度は云々とありますが、じゃあ後の年度はどうするんだというのが疑問として残るので、その辺の表現、5年間を通しての書き方が良いのかなとは思いました。</p>
<p>浅崎 (事務局)</p>	<p>年末年始については、基本は正月の1日から3日まで冬休みです。ただそこに、土曜日、日曜日が重なってきたり、門真の場合第5水曜日は収集してないんです。そうすると今年ですと、12月31日が第5水曜日でその日収集しないということもあつ</p>

	<p>て、なかなか5年間のことでありますので、こういう書き方にしているんですが。ちょっとこういう書き方については修正させていただきたい。</p>
A委員	<p>細かいことですが5条の最初に、本市が指定すると書いてあるんで、本市というのは初めて出てくるんですね。門真市としていいか、本市とするか、発注者か。クリーンセンターは実施場所、御社か。発注者と御社か。細かい話ですみません。</p>
F委員	<p>ちょっとすみません。5条の毎月第1水曜日から第4水曜日は、小型ごみの収集とするのこの表現ですが、毎水曜日という意味ですね。</p>
浅崎 (事務局)	<p>そうです。</p>
F委員	<p>これ第1水曜日から第4水曜日では意味が分かるのかなと。毎週水曜日という意味合いで。</p>
浅崎 (事務局)	<p>第5水曜日があったら困りますので。</p>
船越 (事務局)	<p>第5は収集やっておりませんので。</p>
F委員	<p>第1から第4水曜日と入れる方が適切ではないか。また、4ページの11条6)のア稼動車両にカセットデッキ式の放送設備とありますが、これは昔ながらのカセット式を言ってるのですか。</p>
浅崎 (事務局)	<p>これはカセットデッキにオルゴールが付いたやつです。</p>
F委員	<p>このカセットデッキ式という表現が正しいのか。</p>
D委員	<p>なんか違う放送設備みたいな。</p>

<p>溝口 (事務局)</p>	<p>今後ごみが減量化すれば、ごみ車両自体の減車等も考えられますので、そうなった時にいろんな形で変わる場合も有り得るといふ形の用意をさせていただいているということでございます。</p>
<p>B委員</p>	<p>28年度以降は変更も有り得るといふような一文を入れておいてもらったら問題がないかなと思うだけで、27年だけに限定してたら、28年以降どうするのかなといふ疑問が生じるのかなといふことだけで、それは別途協議なりなんなり相談してもらってたらいいかなと。</p>
<p>溝口 (事務局)</p>	<p>その分は12条のなお書き以降に出させていただいてるんですけど。</p>
<p>B委員</p>	<p>12条。</p>
<p>溝口 (事務局)</p>	<p>はい。なお、平成27年度以降の定曜日の収集の内容については、別途協議するといふことで。</p>
<p>B委員</p>	<p>5条の方はいいんですか。</p>
<p>溝口 (事務局)</p>	<p>分かりにくいので入れさせていただいた方がいいかなと思います。</p>
<p>A委員</p>	<p>この最後の新旧でどこが違うんですか。なんか同じように見えるんですけど、どこか変わってるんですか。</p>
<p>橋川 (事務局)</p>	<p>はい。実施要領でございますが、今は業務の内容を説明させていただいております。また後程、どうやって総合評価実施するかといふ評価の基準はまた説明させていただきます。</p>
<p>C委員</p>	<p>4ページ11条7)GPSの話なんですけど、持ち込んで付けられる場合もあるんですね。業者が付けて来る場合。</p>
<p>浅崎</p>	<p>これまではないです。持ち込んで付けたとしても、門真市の</p>

(事務局)	<p>機械と当然合わないでしょう。自分の会社との関係で付けてると思いますが。門真市が付けるのは全体的なごみの量を量ったり、コースを走った中でトラブルがないか、何時頃ここ通ってるのかなどそのように全体的に見るために付けているので、民間の業者が付けてるからもう要らんと拒否されるとうちは困るので、拒否させないようにしますけれども。</p>
C 委員	<p>収集車両に発注者が指定するという一文を入れていただいた方がいいですね。こちらが指定する以外のものは、GPS が載っていたとしてもそれはもう GPS と認めないと。</p>
浅崎 (事務局)	<p>はい。ここに、収集車両に発注者が指定するとあります。</p>
F 委員	<p>すみません、ちょっと関連して。4 ページ 11 条 7) ウの③ 2 行目、受注者が故意等に物件に損傷等を生じさせた場合はとありますが、この故意等という表現なんです、故意に潰すことはまずないと思うんですが、過失の場合を考えるとあいまいな表現ではないかと思うんですけど、これはちょっと C 委員、話を聞きたいんですけど。</p>
C 委員	<p>火災が発生した時に、これどっちの負担になるかといったらこの書き方では決してならないと思います。故意等に過失を含んでいるのか、通常の用法で使用した場合の損傷については門真市負担なんでね。じゃあ、火災が起こった時にそれは通常の使用なのかどうなのか。</p>
浅崎 (事務局)	<p>火災ということでは業者の責任ではないと。通常の仕事で火災が起こったということでは、業者に責任は負わすことができないとの結論に達しまして、市で付け替えました。</p>
C 委員	<p>それでは、今ご指摘のあった故意等の等は要らないですね。</p>
浅崎 (事務局)	<p>はい。</p>

F 委員	<p>ということは、過失の場合は発注者がしなければならない。</p>
A 委員	<p>今度は4 ページ 11 条 8) のアの自動車保険の所で、門真市の委託事業で何か起きた時に急に補償できるのか、内容、金額ですね。この辺はどうですか。イの所で保険金額は、対人及び対物賠償共に無制限とすることと。</p>
浅崎 (事務局)	<p>はい。</p>
委員長	<p>それでは、次の実施要領の説明をお願いします。</p>
榎木 (事務局)	<p>それでは、実施要領についてご説明させていただきます。今回は収集一般ごみと収集業務委託(7)及び(8)は同時に入札手続きを進めて参ります。その取り扱いについて実施要綱で同時に進めていきますので定めております。</p> <p>まず1 ページ目的(2)の①から⑤までで同時に進行していくために、入札手続きについて定めております。</p> <p>①一般ごみ等収集業務委託(7)及び同(8)について単独企業または共同企業体及びその構成企業は重複して申請することができます。</p> <p>②一般ごみ等収集業務委託(7)において選定されたものは、同(8)の落札者となることはできません。</p> <p>③選定された者が契約までに、4 参加資格等の要件を満たさず契約を締結できない場合は一般ごみ等収集業務委託(7)の門真市廃棄物処理業務委託事業者選定委員会(以下「選定委員会」という。)において選定された次の上位のものを落札者とします。</p> <p>④一般ごみ等収集業務委託(7)を落札した者又は落札候補者のした入札は無効とします。これにつきましては、(7)で選定された方が契約までに何らかの事情で契約ができないという時に(8)で落札されておりましたが(7)に繰り上がって(7)の落札者となります。このことから(8)ですでに(7)の落札者になったものと考えまして(8)で行った入札というのは無効ということにします。だから、(7)を優先として契約していただく。こういう形で定めております。</p>

	<p>⑤平成27年4月1日において本市と一般ごみ等収集業務委託契約の期間にある者（単独企業または共同企業体及びその構成企業）は申請することができません。</p> <p>以上、今回の（7）、（8）の同時に進行する1つの契約の手続き、参加資格としております。業務委託（7）、（8）双方にこのように記載しております。</p> <p>次に、先程委員長からご指摘のありました、新旧の評価基準の説明をさせていただきます。それと（7）、（8）の評価基準を付けております。今現在進行しております（6）との評価基準を新旧として対照用に作っております。ここで相違点といたしまして、1ページ目誤記がございますが、この中の中程の障がい者の雇用率でございますが、Aについては1.80%以上、Bが1.80%未満と記載されておりますが、今平成26年度では2.0%という形に変わっております。ここを2.0%以上とBが2.0%未満という形に修正をお願いいたします。</p> <p>次に、次のページでございます。提案の内容の所の社会的価値評価の一番下です。前回の提案では、災害対応について災害における取組み及び通常業務の遂行についてという評価事項になっておりましたが、今回はそこが社会貢献についてと変わっております。</p> <p>その他配点については、前回と同様でございます。まず提出組織の総合力、社会的価値評価及び現場代理人の実務経験が50点満点、提案の内容が60点満点、価格点が100点満点、ヒアリングが30点満点、合計240点満点で前回と同様でございます。</p>
委員長	<p>ありがとうございます。議会はいつぐらいまでですか。</p>
F委員	<p>市議会が、本会議17日までなんですけれども、引き続きまだ組合理解等が続きますので、非常にタイトなスケジュールになるかなと思います。</p>
榎木 (事務局)	<p>おっしゃるように非常にタイトなスケジュールになっておりますので、（7）の落札者決定が終われば、（8）にその日に移って、1日で（7）、（8）終えてしまいたいと考えておりました。その辺ちょっと調整させてください。</p>

委員長	ちなみに、その辺りで外してくださいという日があったら、最初に言っといってください。私は今の所大丈夫です。
D委員	すみません。後でご連絡差し上げます。いつまで授業だったか。
委員長	午後一番ぐらいからやらないといかんよね。
小西 (事務局)	午前からになると思います。
委員長	まず(7)して決めて、次呼んで。D委員、都合悪い日はありますか。
D委員	いつまで授業だったかが書いてなくて。木、金は基本的に授業なんですけど、もうこの25、26はなかったような気もするし、いつまでだったんだろう。
委員長	ですから、一応22日か24日ぐらいだったら都合が着きそう。
D委員	22日もちょっと。
委員長	24日ぐらいしかないんですね。
F委員	すみません。説明いただいた中の先程の社会貢献についてという新たな事項の中で、担当でありながらこんな事言うのは申し訳ないんですけども、業務遂行に関わらず、市役所等に対する貢献についてという、市役所という表現は好ましくないのでは。
G委員	すみません。関連して、災害対応からなぜ社会貢献に変えたのかということがよく理解できないのだけど、今まで議会の議論の中で民間委託する時に、災害時に体制の確保必要とのことだったんですけど、民間といえどきちっとした対応をしていただきますよというのが説得材料だったと思うんですけど、その重要ポイントを外す理由はどんなものなんですか。

<p>橋川 (事務局)</p>	<p>はい。提案の内容ということでこれ書かせていただいておりますのが、任意の提案であって必ず守らなければならないレベルにも達していないということで、要求水準書の中の5ページの第12条なんですが、ここのなお書き以下に、今までの委託の仕様書にはない自然災害等による緊急時などにおいても業務の継続性の確保に努めるものとするということで、よりきっちりとして遂行していただくということで、入れさせていただきます。</p> <p>この件に関しまして、既に委託している所とここの新たな所とで差異が出来ますので、その分についてはどのように差を見させていただくか考えておりますが、提案の内容で求めるよりもより要求水準書で求めた方がいいだろうということでさせていただきました。</p> <p>空いた部分でありますけれども、ここに社会貢献を入れさせていただきましたのは、市として、いろんな市の研究をしますと、環境教育で出張のごみ収集車講座みたいなのをやっている所があったりとか子供110番の話だったりとか市の事業の肩代わりもしくは市役所として得になることをご提案いただけたりという内容をここに加えさせていただいたということでございます。</p>
<p>E委員</p>	<p>そうすると、提案の内容として災害対応をどのようにしてるかという具体的な確認は出来ないですね。要求水準書で対応しなさいよとは言ってますけど、具体的にどう確保してるのかという評価が出来ない。それは、甘いんじゃないかという何かそんな質問があるかとは思いますが。</p>
<p>橋川 (事務局)</p>	<p>我々の考えの中に逆に提案の内容に入っていますということに対するご意見としましては、ここが例えば0点でも10点でも取る可能性があるということで、こちらの要求水準書の担保策については今後考えるべきと考えておりますが、提案書にあるよりはより担保を取ったものからと考えております。</p>
<p>G委員</p>	<p>私共その考え方には賛成なんですけど、協議に向けて業務の持続性の確保に努めると非常に弱いような感じが。もしお話し</p>

溝口 (事務局)	<p>するんやったら、きっちりしてるんやったら、見てもいいかなと思うんですけど。ちょっと弱いなという気はします。</p> <p>災害協定とか含めて今検討してる所がございますので、その辺具体例を参考にしていきます。</p>
G委員	<p>目次でこれだけ門真市優先してやるというようなことで。それやったらその方が本当にいいと思います。</p>
溝口 (事務局)	<p>分かりました。</p>
D委員	<p>すみません。同じ所で、上が技術的評価になってるんですけど、ずっとこの言葉でやってきたからこれでというのかも知れませんが、元々技術ではないんですけど、管理とか運営とかいうことの評価であって。何かの技術っていう訳ではこの項目3つ共ないと思うんですが。技術的評価という言葉が添ぐうのかなとちょっと疑問です。</p>
溝口 (事務局)	<p>ただちょっとその合わない理由は分かりますので、作業体制等の評価とかそんな形で変えさせていただきたいなど。</p>
A委員	<p>かも知れないね。作業体制、リスク管理、業務の実施に関する環境問題への取組。そうですね。その辺、タイトルを変えてもらう方が分かりやすいかも知れない。</p>
D委員	<p>こちらには従業員教育のような話は出てこないんですかね。何か工夫が出来るとしたら、この場合作業者のクオリティをどう上げるか、市民がとんでもないことを言ってきた時にちゃんと受け答えが出るみたいなそういう、そこをどう上げるかで応募者が何が出来るかなって考えた時に、もう後は雇用の単価下げるっていう以外にないのかなと。折角、民間活力を利用するのであれば、何か工夫のできるようなことを入れておかないと、単に雇用単価の切り下げだけになってしまうんじゃないのかなという気がするので、それでいいのかなと思います。</p>

<p>榎木 (事務局)</p>	<p>その辺は④ヒアリングの内容の所で、適正な事業確保に向けて民間の技術的ノウハウによる具体的な取組と提案という所も、一つしていただけるかなと思います。</p>
<p>D委員</p>	<p>はい。ここも民間の技術的ノウハウですが、どんな技術があるんでしょうか。</p>
<p>橋川 (事務局)</p>	<p>スライドドアとかガス検知器とか実際の納入者に見せていただいたら、そういう新たなお話がありました。安全に効率的にとかいう基本的な業務のやり方については、我々同様にしておられます。車に関してとかいうことでは、ご提案をいただいております。</p>
<p>D委員</p>	<p>はい。</p>
<p>A委員</p>	<p>障がい者の雇用率、先程の 2.0%ということですが、2.0%未満とか。多分小業者やったら 100 人も従業員いるようなところ応募してこないでしょう。1人いるかないかで変わるん違うかな。なしか 2.0%以上か。1人雇ってたら確実にA2.0%違うかな。2.0%以下というのはおらへんの違うかなと。50人に1人でしょう。1人いたらA、1人もいなかったらDのどちらかかと思うけど、厳密にここはしてるのかな。</p>
<p>B委員</p>	<p>50人以下おるんですか。</p>
<p>A委員</p>	<p>今のさっきのB者さんが来たりしたら 500人とかおるねんから。そりゃあ、おるかも。収集をやってる人で 100人いたら、むちゃくちゃ車、許可業者まおるんかな。</p>
<p>B委員</p>	<p>排出量の程度で車が違うので、軽をうまいこと使ってとかあります。</p>
<p>委員長</p>	<p>その他何かご注意いただくことはありますか。</p>
<p>橋川 (事務局)</p>	<p>以前焼却施設、リサイクル施設につきましては、トータルの点数は公表しておりますが、点数の配点ですね、価格が何点で、</p>

	<p>それ以外の審査が何点で、二次が何点でという内訳を公表しますと、やはり価格がこれだけだから色々と皆さん変な憶測等が起こると思いますので、同様に今回の場合もこのように価格点を示させていただいておりますが、以外の出している評価点は発表させていただいておりますが、中身については合計 240 点ですと。価格とそれ以外の比率というのは公表は控えておこうかと。同様の扱いだったと。</p>
A 委員	<p>多分ちょっとリサイクルの方見てないから分からないんですけども、A 者の方もここで言ったら B 者の方も何点だったというのは、一応総合点で評価は公表すると。内訳は別として。A 者だけじゃなくて B 者も。</p>
橋川 (事務局)	<p>最終的にはそのようになります。</p>
A 委員	<p>そうなんですね。A と B で総合点がなんぼでいう話で A 者を決めましたと。</p>
橋川 (事務局)	<p>ただ募集をかける段階で、価格点が幾らでというのを削らせていただいた同様の考え方で、価格を下げていけば変なあれが起こらないかなと思うんですが。</p> <p>それぞれこういう項目を評価しますよということは公表しますが、点数については公表しておりません。その同様のやり方で収集もと考えております。</p>
A 委員	<p>公表する時には実施方針と何とかでは非常に高い評価であるとかその辺ぐらいに止めると。点数がどれがあれではなかったけども。勝った方が内訳も知らせてくれということはあるまいと思っただけ。敗者の方がどこが悪かったんだというふうになってきたら、一般的な委員がここに何点付けたというのは絶対分からんようにしていただくのは当然なんですけど、敗者だったらこの点数はどういうふうなところが悪かったんだと情報が知りたいから。不当に悪く評価したんちゃうかとかいうふうなん出てきた時に、正当にちゃんとやっていますというのが説明できれば、多分ないと思うけど、いろんな伝手をやってき</p>

	<p>て中身を知って、何かおかしいん違うかと言うことに対して、俗に言うクレイマーが色んな所で起こってますので、そういう点で。</p>
溝口 (事務局)	<p>委員長、すみません。公表の時は前回なんですけども、項目とか価格とか会社名とかすべて公表してるんですけども。</p>
A委員	<p>はい、やっぱりそうですか。</p>
溝口 (事務局)	<p>はい。今お願いしてますのは、これから告示する時に評価基準を告示しなければなりませんので、その時の内訳の点をどれだけにするのか、前回価格点が何%で、評価点が何%か知れたら操作してくるんで内訳を知らせない方がいいという議論をいただいて、事前の告示の時には出さないでおこうという決定案を開示していただきましたので、それは今回収集業務についても同様の取り扱いをさせていただいた方がいいのかどうかをお伺いしていたんです。</p>
A委員	<p>今度のリサイクルや焼却はどうするんですか。一応みな公表するんですか。</p>
溝口 (事務局)	<p>前回は公表しておりますので、今回こうして議論していただきますけれども、公表させていただこうかなと考えております。前回点分かったら数じゃなしにシェアが分かっってしまうので、この前は焼却もリサイクルも事前の価格のシェアは公表せずにやりましたので。収集はどのように取り扱いしたらどうかなと今現在事務局としては考えてる所なんですけど。</p>
A委員	<p>リサイクルも焼却も2回目やし、収集は(6)まできてるんやから3回か4回ぐらいやってるんかな。</p>
溝口 (事務局)	<p>4回です。</p>
A委員	<p>4回やってるんですね。ほぼそれまでは施設でやってて、今回は1回受託した人がもう1回という可能性があるんですよ</p>

	ね。
溝口 (事務局)	はい。
C委員	細目の配点だけが分からないだけで、その項目の点数、相対点数は分かる訳ですよ。
A委員	そうですね。240点満点というのは分かる。
橋川 (事務局)	価格が例えば10点しかないわ言うたら、満額入れて来られるでしょうしということですね。提案に自信があれば。
A委員	今まで、どうやったんですかね。価格で逆転したというのはなかったんちゃうかな、収集で。
橋川 (事務局)	前回にかなり価格の安い業者がございまして、そこが取りました。
A委員	そうでしたか。
橋川 (事務局)	はい。今の時点でもご心配いただいている所です。
A委員	やっぱりあんまり内訳を出さん方がいいでしょうね。そうか逆転してるんですね。逆転いうか、企画的要素より価格が優先されてなった所があるという可能性がある。それならもう知らせなくて、そういう恐れがあるんだったら、結構だと思います。
橋川 (事務局)	では、ご意見交わしていただいた通りの状況でございます。
委員長	それでは、この資料はどうしたらいいの。
橋川 (事務局)	置いておいてください。 次回ですが、11月12日水曜日の10時からということで、次

<p>委員長</p>	<p>回はかなりございますので。11月12日の10時からでございます。よろしくお願いいたします。</p> <p>一応午前中にリサイクルをして、ヒアリング、二次審査の二者。</p>
<p>小西 (事務局)</p>	<p>今日の一次審査の時間等も参考にしながら、もう1回ちょっとスケジュールを練ってみたいと思います。</p>
<p>委員長</p>	<p>多分相当厳しいスケジュールになると思います。どうもありがとうございました。</p> <p>では、これで第3回門真市廃棄物処理業務委託事業者選定委員会を閉会します。</p>